

2025 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 ミネベアミツミ株式会社
代表者名 代表取締役 会長 CEO 貝沼 由久
(コード番号: 6479 東証プライム市場)
問合せ先 広報・IR 室長 小峯 康生
(TEL 03-6758-6703)

(変更)「株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

ミネベアミツミ株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社芝浦電子(証券コード: 6957、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)に対する金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を 2025 年 5 月 2 日より開始しております。

今般、公開買付者が、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025 年 7 月 16 日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間を 2025 年 7 月 28 日まで延長し、公開買付期間を合計 59 営業日とする旨を決定したことに伴い、公開買付者が 2025 年 5 月 2 日付で提出いたしました公開買付届出書(2025 年 5 月 14 日付、2025 年 5 月 22 日付、2025 年 6 月 4 日付、2025 年 6 月 17 日付、2025 年 6 月 27 日付、2025 年 7 月 10 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である 2025 年 5 月 2 日付公開買付開始公告(2025 年 5 月 22 日付、2025 年 6 月 4 日付、2025 年 6 月 17 日付及び 2025 年 6 月 27 日付の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、当該公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 7 月 10 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 5 月 1 日付「株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2025 年 5 月 14 日付で公表した「(訂正)「株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」、2025 年 5 月 22 日付で公表した「(変更)「株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2025 年 6 月 4 日付で公表した「(変更)「株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2025 年 6 月 17 日付で公表した「(変更)「株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2025 年 6 月 27 日付で公表した「(変更)「株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」及び 2025 年 7 月 10 日付で公表した「(変更)「株式会社芝浦電子(証券コード: 6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」で訂正された事項を含み、以下「公開買付開始プレスリリース」といいます。)の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

I. 公開買付開始プレスリリースの訂正内容

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し、並びに YAGEO 公開買付けについて 2025 年 7 月 1 日付で外為法上の待機期間が延長され、同月 10 日時点において YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を YAGEO Electronics Japan 合同会社が未だに取得していないこと等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様は本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025 年 7 月 10 日付で、公開買付期間を 2025 年 7 月 16 日まで延長し、公開買付期間を合計 52 営業日とすることを決定いたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し、並びに YAGEO 公開買付けについて 2025 年 7 月 1 日付で外為法上の待機期間が延長され、同月 10 日時点において YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を YAGEO Electronics Japan 合同会社が未だに取得していないこと等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様は本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025 年 7 月 10 日付で、公開買付期間を 2025 年 7 月 16 日まで延長し、公開買付期間を合計 52 営業日とすることを決定してあります。

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し、YAGEO 公開買付けについて 2025 年 7 月 1 日付で外為法上の待機期間が延長され、同月 16 日時点において YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を YAGEO Electronics Japan 合同会社が未だに取得していないこと、並びに、それにもかかわらず YAGEO グループは当該承認の取得の見通しに関する具体的な手続の進捗状況等について明らかにしておらず、YAGEO 公開買付けの実現可能性に疑義が生じていると公開買付者として考えている状況にあること等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様は本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025 年 7 月 16 日付で、公開買付期間を 2025 年 7 月 28 日まで延長し、公開買付期間を合計 59 営業日とすることを決定いたしました。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

①本公開買付けの実施を決定するに至った経緯、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し、並びに YAGEO 公開買付けについて 2025 年 7 月 1 日付で外為法上の待機期間が延長され、同月 10 日時点において YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を YAGEO Electronics Japan 合同会社が未だに取得していないこと等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様は本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025 年 7 月 10 日付で、公開買付期間を 2025 年 7 月 16 日まで延長し、公開買付期間を合計 52 営業日とすることを決定いたしました。

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し、並びに YAGEO 公開買付けについて 2025 年 7 月 1 日付で外為法上の待機期間が延長され、同月 10 日時点において YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を YAGEO Electronics Japan 合同会社が未だに取得していないこと等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様は本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025 年 7 月 10 日付で、公開買付期間を 2025 年 7 月 16 日まで延長し、公開買付期間を合計 52 営業日とすることを決定してあります。

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し、YAGEO 公開買付けについて 2025 年 7 月 1 日付で外為法上の待機期間が延長され、同月 16 日時点において YAGEO 公開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を YAGEO Electronics Japan 合同会社が未だに取得していないこと、並びに、それにもかかわらず YAGEO グループは当該承認の取得の見通しに関する具体的な手続の進捗状況等について明らかにしておらず、YAGEO 公開買付けの実現可能性に疑義が生じていると公開買付者として考えている状況にあること等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様は本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025 年 7 月 16 日付で、公開買付期間を 2025 年 7 月 28 日まで延長し、公開買付期間を合計 59 営業日とすることを決定いたしました。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を 52 営業日に設定して

いるところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した2025年4月10日の翌日から公開買付け期間の末日である2025年7月16日までの期間は66営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様は本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付け以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025年2月5日付YAGEO 予告公表プレスリリースを通じてYAGEO 公開買付けの開始予定について公表された2025年2月5日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付け期間の末日である2025年7月16日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容をYAGEO 公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付け以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

＜後略＞

(訂正後)

公開買付け者は、本公開買付け前提条件の全てが充足され又は公開買付け者により放棄された場合、公開買付け期間を59営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した2025年4月10日の翌日から公開買付け期間の末日である2025年7月28日までの期間は73営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様は本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付け以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025年2月5日付YAGEO 予告公表プレスリリースを通じてYAGEO 公開買付けの開始予定について公表された2025年2月5日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付け期間の末日である2025年7月28日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容をYAGEO 公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付け以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

＜後略＞

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

②届出当初の買付け等の期間

(訂正前)

2025年5月2日(金曜日)から2025年7月16日(水曜日)まで(52営業日)

(訂正後)

2025年5月2日(金曜日)から2025年7月28日(月曜日)まで(59営業日)

(8)決済の方法

②【決済の開始日】

(訂正前)

2025年7月24日(木曜日)

(訂正後)

2025年8月4日(月曜日)

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書を注意深くご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付け者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始す

ることができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関係者 (affiliate) (以下「関係者」といいます。) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人 (これらの関係者を含みます。) は、それらの通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付け期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。